

## 業務報酬基準の準拠徹底を

### 改正建築士法施行で要望

ら体  
合会  
連合  
士会  
3団

日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築士事務所協会連合会（大内達史会長）、日本建築家協会（菅原太郎会長）の3団体は、「改正建築士法の施行にあたり中央および地方の行政、民間団体に対する業務報酬基準に準拠した契約締結の徹底に関する共同要望」をまとめた。6月に建築士法の一部



会見する3団体会長

改正が可決成立し、15年6月までに施行される。改正された規定の1つ「国土交通大臣の定める報酬の基準」に準拠した契

約締結の努力義務化は、設計または工事監理の受託契約を締結しようとするものは、建築士法第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で受託契約を締結するよう努めなければならないというもの。

同規定は契約当事者に課せられたものであり、受託者はかりでなく発注者の理解と協力が必要であることから、3団体は「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する要望」をまとめ、設計・工事監理業務の発注者である中央および地方の行政、民間団体に対し規定の理解および周知、設計・工事監理の発注にあたっては、業務報酬基準に準拠した契約の締結に努めることを徹底するよう共同で全国的に要望活動を展開していく。

大内会長は、「業務報酬の基準」に準拠した契

酬基準に準じた契約をしなくてはいけないことを徹底してもらおう必要がある。15年6月までに施行されるので、予算の確保など円滑な実施に向けて年末から要望活動を行っていく」と説明した。